

## 令和4年度第2回社会福祉審議会 議事要旨

日 時	令和5年2月13日（月）午後2時00分から午後4時00分まで
場 所	東大阪市役所18階 大会議室
出席者	<p>（委員）関川委員長、新崎委員、稲森委員、井上委員、江浦委員、太田委員、岡本委員、河原田委員、北野委員、坂本委員、佐堀委員、潮谷委員、高橋委員、谷口委員、中川委員、中西委員、西島委員、原委員、松川委員、三星委員、宮田委員、山下委員、横田委員、好川委員、以上24名</p> <p>（事務局）立花副市長、宮野福祉部長、瀬川生活支援部長、川西子どもすこやか部長、川東児童福祉政策推進担当官、大川地域福祉室長、村野指導監査室長、早崎高齢介護室長、山本障害者支援室長、西田生活福祉室長、本家子育て支援室長、高品子ども見守り相談センター所長、赤穂保育室長、高橋児童相談所設置準備室長、和田地域福祉課長、森高齢介護課長、甲田地域包括ケア推進課長、手嶋障害施策推進課長、白石生活支援課長、増井子ども家庭課長、社会福祉協議会竹林次長、地域福祉課小林総括主幹</p>
議 題	<p>1. 計画策定の報告について</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 第2次東大阪市子どもの未来応援プラン（案）</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 東大阪市新たな児童福祉行政の基本方針・児童相談所設置計画（案）</p> <p>2. その他</p>
議事要旨	<p>（開会挨拶）</p> <p>【議題1.（1）】事務局、児童福祉専門分科会会長より説明の後、質疑応答</p> <p>○委員長          ありがとうございます。資料の具体的な取り組みは、本市が事業化しているものが上がっておりますけれども、複合的かつ複雑なニーズをもつ方の中には、ここには該当しないような特殊なニーズを持つ方々も少なくないと思うのですね。そうして考えますと、やはり今回、東大阪市の社会福祉審議会の委員の方々には、様々な団体に関わっておられる方が、多く参加していただいています。子ども関係のNPOの活動をされている方もおられれば、個人で子どものことに非常に興味を持っておられる方々なども少なくないと思いますが、そうした方々に対しては、どのようなご協力、何をお願いされますか。おそらく市だけでこれだけやります、ではうまくいかない部分が少なくないのではないかと思います。</p> <p>○児童福祉専門分科会会長          専門分科会に参加されている方々のなかには、保育園の代表の方であるとか、児童福祉施設、それから当事者団体の母子寡婦福祉会などからも参加してくだ</p>

さっていますので、まずは子ども関連の団体の皆さんが、こうした計画策定がされたということ、周知していただけたらということが一つあると思います。

それを通して、いかに発信していくかというのは先ほどアンケートに答えてくれた、当事者の子どもたちにとっても、これだけ窓口があるというのは、サポートしている学校の先生方も、先生にこれ以上何を望むんだと言われそうなどころもあります。配置数を増やしていただいているスクールソーシャルワーカー（※以下SSW）やスクールカウンセラー、現に活動してくださっているスマイルサポーター等の子どもたちに近いところで支援の活動をしている皆様に、こうした計画を少しでも理解していただいて、すべての子どもたちに向けた計画があるということ、少しでも知っていただいたり、ヤングケアラーの当事者が自分のことをそうだと思わないままいるという人たちも多いということも、分科会の意見として上がっていますので、何かそういった方達にこうした計画が落ちていかないと、計画が計画で終わってしまうという、委員長がおっしゃっているような懸念を生んでしまうのかなと、地域で子育てというのも、とても言葉としてはきれいなんですが、一方で子どもがいるとどうだという批判があり、公園が閉じるということもあるぐらいですので、その辺をいかに実際に、皆さんと協議できるような場も、とても必要ではないかなと思っています。

#### ○委員長

ありがとうございます。重層的支援体制の中で、この問題を取り上げて、ここに上がっている関係者以外のネットワークづくりではどんな工夫が必要なのでしょうか。

#### ○委員

はい。3、4年ぐらい前のこれは感覚なんです。コミュニティーソーシャルワーカー（※以下CSW）の支援の対象が高齢者であったり、障害がある複合多問題のケースでもあるのですが、子ども家庭支援というところが少なかったのが課題だったんですが、最近、子どもさんの相談は、学校からや、それから主任児童委員さんからお声掛けをいただいているというのは、一つ大きいと思います。

そういう意味で、来年度地域福祉計画の策定でも、重層的支援の場合、包括的支援体制ということで、CSWがアウトリーチを含む継続的相談支援で、個に関わる部分と、それから東大阪の社協の場合、コミュニティーワーカー（※以下COW）が7人いらっしゃって、月2回CSWとCOWが協働して、例えば地域の中での課題ということ、話し合ったりして、今子育て支援の子育てサロン等の活動にも関わっておられます。

ですから、今回、SSWが倍増されたというお話は本当にありがたくて、ずっと言い続けているのが、CSWとSSWの協働ということだと思うんですね。

学校の中で、子どもさん、学校の先生方や、それから養護教諭の先生が発見されたことをSSWが受けとめて、校内での対応はなかなか本当しっかりやられているのですが、その保護者の方々が、例えば精神的にしんどい状況であったり、今回のひとり親家庭で、経済的に厳しい、精神的に厳しい状態というときに、どうしてもSSWの方々が、その保護者の方々の生活支援というこ

ろで、行き届かないというときに、今後、SSWとCSWの協働ということが大きなというのがあります。

それともう少し、今文部科学省が推奨していて、大阪府の地域教育振興課が、訪問型家庭教育支援とか、それから教育と福祉の共同プログラムというところで動いているので、大阪府の教育庁の地域教育振興課の教育コミュニティーづくりというところにも、積極的に関わっていただくと、スクールサポーター、地域学校協働活動という学校応援団の部分についても、協働関係ができるのではないかと思っていますところでは。

#### ○委員長

ありがとうございます。課題が具体的に見えてきたように思います。ぜひ、今のご意見、それから専門分科会会長がおっしゃったことを具体的に施策の中にビルドインしていただければと思います。事務局からご説明いただきました計画についてですが、その他のご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

#### ○委員

失礼いたします。まず、4ページの中ほどの一番上に、「学校をプラットフォームとした地域・福祉との連携により子ども（保護者）を見守りや支援につなぐ取組の推進」と書かれております。

行政などの文章を見ると、取組とか推進ということがあちこちに出てくるんですけども、具体的にはどのような施策を目指しておられるのか、目に見えるその施策というのが私たちは知りたいなと。だからこういう項目をあげた場合に、何点か括弧してでも、実はこういうことですよという例を挙げていただきたいなというのが1点でございます。

それともう1点。73ページの中段で、現在東大阪での居住傾向、これからも、東大阪市内で子どもを育てたいがわずかに低くなっていると記載されておりますね。これにつきまして、実際この低下傾向を市当局はどのように見ておられるのか。市の現状ですね。年齢が上がっていくほど、住みたくないということは、やっぱり生活、教育環境に魅力がないのかと感じているのではないか。現実には、人口減少がわずかですがずっと続いております。この辺との関係はどうか、市当局のご見解をお伺いしたい。

#### ○事務局

まず1点目の学校プラットフォームというところですが、おっしゃっていただいたように大阪府の計画にのっているんですけども、東大阪市内においては、学校プラットフォームといいますか、事業に応じて、教育委員会とは連携を特に図って、進めているというところがございます。

例えば事業の一覧で言いますと、112ページの上から二つ目に、ヤングケアラー支援事業とありますけれども、最近ヤングケアラーが注目されており、そちらの方では特に、市長部局であります子ども見守り相談センターの子ども相談課、地域支援課だけではなく、やはりヤングケアラーを発見する機会が多い教育委員会とは密に連携をとって連絡を取り合って事業を進めておるところでございます。

その他様々ですね。子どもに関わる事業におきましては、教育委員会と関わるものというものが多くなっておりますので、事業に応じて、或いはその子どもさ

んや保護者に応じて、お互い連携して進めていくところでございます。  
2点目でございますけれども、市全体の方向性という形になるかと思いますので、なかなか、私の方では答えにくいところですが、東大阪市の総合計画の方では、東大阪は住み続けたいまちということで掲げておりますし、子育てしやすいまちというのも掲げております。子どもすこやか部におきましては、待機児童ゼロを達成いたしましたして、子どもを預けて就労しやすいというところに、特に取り組んで参りましたところでございます。

その他、特に未就学の方へ向けての事業をしておりますので、未就学児を在宅で子育てされる方、保育所に預けて就労される家庭の方すべての世帯の方に住み続けていただけるように事業を進めていくところでございます。以上でございます。

#### ○委員

全部財源論なんですね。市がね、一生懸命限られた税収の中にも私は理解しますし、地方自治体は、それこそ税は財源ですからね。

けど、私何が言いたいかってみんなその税（国税）は財源じゃない。各論はいいんです、もちろん。すべてのことが正しいと思います。こうりたいというのをやっていきたい。全部賛成です。けど、何ができない原因になっているかというところ、財政、財源でしょう。そうすると、やはり市が国に請求して、国からもっと財源を出せと、国が紙幣発行権があるんです。

そうすることが、経済成長に繋がるし、国民が豊かな社会保障を充実させる。各論を言いたいですけれどもまずそこを押さえて、皆さん税が財源じゃないという事実をちゃんと把握して、国民がそこを意識しないと永遠に変わらないんだと問題提起させていただきました。

#### ○委員長

経済的でかつ厳しい生活環境で育っている子供の、貧困の連鎖をどう断ち切るかというのが大きな課題ですけれども、国から降りてきた限られた予算で政策を組み立てても、限界があるのは当たり前で、貧困の連鎖を断ち切るための予算を積極的に、国に求めていくスタンスもとても重要だと思います。

それとともに、関係者の皆様方の協力を得て、少しでも良い環境を作っていくことができないかということで、今回とりまとめていただいたところだと思っています。

#### ○委員

すごく皆さんこのようにデータを集めて課題をだしていただいて、今度はその具体的な取り組みになると思うんですね。その取り組みが一般市民の本当に子育てしている人や、相談したい人に知られたらいいなとすごく思います。

その相談の具体的な取り組みの中で、一つ加えられたらいいのかなということが、保育所等訪問支援事業というのがありまして、それは親の方から、保育所だとか学校とかで困り事があったときに、相談してもらいたいものなんですけど、そういったものが、学校からとかそのようなものが多くて、保護者からというのがないので、やはりそれは事業としてはあるわけですので、書いていただけたらいいなと思いました。

それと、6ページなんですけども、計画の対象のところですね、母子家庭父

子家庭のところの用語の説明と、これは、上は18歳未満と、下が20歳未満とか、児童と、子どもとこの関係ってというのがちょっと私には、わからなかったんですが。

○事務局

文言の方は持ち帰らせていただいて、検討させていただきたいと思います。対象の方はですね、18歳未満の方にしているんですけども、母子家庭、父子家庭、寡婦の方はですね、母子の法律がありまして、そちらの方が、このような記載になっているということで、ひとり親の支援につきましては、これをベースにしているということもありまして、両方併記している形とさせていただきます。

○委員長

よろしいでしょうか。

○委員

私、子育てに関しては専門じゃないんですが、びっくりしております。約5人に1人なんですね。衣食住の中の衣食ですか。5人に1人が、よくあったとか、ときどきあると答えている。これは先ほどの委員のご発言でいえば、国家の問題ですねこれ。憲法における国民の権利の問題であって、このような状態というのはもう権利侵害に当たる状態で、大変なことですね。これはもう国家責任ですね。実際には随分、いろんな取り組みをしていただいているんだと思います。それで申しますと、これあらゆる福祉政策がそうなんですが、その他の委員や先ほど、委員長もおっしゃったように、表にでる福祉政策以外にですね、様々なルートでできていく必要があると。そういうあたりで質問したいのは、今回の分析はわかりましたんで、それ以外にも今後分析する必要があると考えますがいかがでしょうか。

具体例で言えば、例えばいじめとひとり親との関係ですね。これは関係がないのか。私の過去の経験ではいじめは弱いものに襲いかかりますんで、そういうあたりはないのか。何らか実態調査がいますね。

それから発達障害を含む精神障害ですね。発達障害の方がひとり親家庭という場合はどうかと。それから、アンケートにもありましたけど、現実に、私も周りの知り合いをいろいろ見ていると、大学進学自体に大変な困難をしますね。年間120万150万払えないと、或いはそれを今問題になっている奨学金で抱え込みますと、大学院まで行きますと、千何百万か借金になって出ても、その人は経済的、一生背負うことになってしまうんですね。本当にそんな人が多いんです。この辺もですから福祉政策からは出て参りますけれども、関連することとして押さえておきたいことではあります。

簡単なことをもう一つ。私の仕事の関係では、昨年、ご承知の、国土交通省も、バリアフリーの基本計画と促進方針というものに私も関与させていただいて作ったのですが、その中に生活関連施設というその地域で最も重要な施設を指定しているんですが、その中に学校もなかったんですよ。

それで、文部科学省と厚生労働省と、それから、国土交通省とがしっかり話し合いまして、去年、学校を入れました。

当然、国の法律を作るわけですから、公立の小中の例ですけども、これ視点

として高校と、それから私立、それから大学、これらも、バリアフリー化する。でも法律ごとですからもう厳しいことはなかなか書けないので、一応アクセスできない、1階部分のアクセス性がいいみたいを書いてありますけれども、丁寧にやりますと、やっぱり基本エレベーター全部つけてですね。

それから、災害時の一時避難所となりますので、視覚障害者のことを考慮して、従来考えていた学校施設は、地域施設にみなすという仕組みができて、それを考えると、障害者の定義がその本人の身体上の要因ではなくて、環境に責任があるという事にこの20年ほどで変わったわけです。

私も昔イギリスにいた時の、もう30年前ですけど、一クラスの人数がイギリスと日本の人数、まるで倍くらい違うんですね。貧困な時でもそれ維持していましたし、何でもかんでも外国にということは言いませんが、今の先生方も1人で多数の子どもさんをみるなかでどれだけできるのか。大変だと思いますね。

#### ○委員長

大学・高等教育については、大学も含めて無償化していただいて、奨学金を借りなくても、大学を卒業できるような環境を、ぜひ先ほどのご意見も受けてお願いしたいところですね。本市の努力では、限界があるところなので、そういったことを国に働き掛けていくということも大事なのだろうと思いました。

あと、複合的な要因で問題が存在していると思います。それから貧困といじめとか発達障害とひとり親とか、関連性を持たせて考えるということが大事だと思いますが、事務局どうでしょうか。調査をしてないにせよ、問題意識を持った考えなどがあれば、その点だけ少しお話いただけますか。

#### ○事務局

いじめと貧困というところにつきましてはですね、現在何かそういう観点で取り組みを進めているかということ、まだできてないというのが正直なところです。ただ、今ご意見ちょうだいしましたので、そういった観点も含めまして、これからは貧困という観点からも、いじめを考えるということも必要だと思いました。

精神障害をお持ちの方が、もしひとり親だったらということでもございますけれども、そういった方につきましては所得が少ないなど、様々な課題を抱えておられる世帯であると思いますので、現在、子ども家庭課の方では、ひとり親の相談窓口で、相談を受けておりますけれども、子ども家庭課だけではなく、その家庭が抱える問題によって、DVであったり、その他経済的なものであったり、様々な部局との現在連携をしながら、支援を進めていくということでもございますので、その点につきましては、しっかりと取り組んでいきたいと考えております。

#### ○委員

具体的な取り組みの中に、すこやかネット、地域教育協議会とか、そういった、今子ども家庭福祉の場合、専門職の方々の充実がとても大きいと思うんですが、一方で、地域の方々がそういった福祉や家庭教育に参加するという取り組みもとても大きいと思います。その具体的なものが出ているとすれば、112ページの2(3)の⑩で、地域関係機関団体と連携した推進のところ、ここにすこやかネットとか、地域学校協働活動という地域の方々が学校や子どもたちに関

わるというところが書かれているのかなと思うんですけど、すこやかネットはここに入るんですか。なければ、やはり国の動きとしてあるので、そういった形に書き込まれてもいいのかなと思ったりしました。

その理由は、先ほど言いましたようにCSWもそうですけど、専門職だけの支援ではなかなか、予防的支援というのが難しいと思いますのでね、地域の方々の目配り気配りという予防的支援を積極的に取り入れていくという発想があるのかなと思ったからです。

○委員長

事務局いかがでしょうか。どこで位置づけられているのか。あるいは計画の対象外になるのか。ご説明いただけるとありがたいです。

○委員

多分、学校教育課がお詳しいと思うんですけど、教育コミュニティーづくりとかということで、大阪府教委が取り組んだりしているところだと思うんですが。

○事務局

本日ですね教育委員会の担当者がおりませんでして。

○委員

またぜひ検討していただけたらと思います。

○委員

先ほど委員がおっしゃったことのコンテキストというか、脈略の中の一つに、誰がこの人の方々のお子さんを見守るとか、情報をしっかりキャッチしていく、しているかという中で、民生委員さんというのは、入っているんですかという質問です。言いたいことは、自助、共助、公助、この三つできちんと切り分けて、市民にどれだけのことが言えるかは別としまして、その三つの、レベルで切り分けなきゃいけない。

それから、親としての責任ですね。どのような親であってもですね、結果としてやっぱり子どもさんの、権利侵害に当たるようなことがあってはならないわけですね。そういう意味での質問はどうでしょうか。

○委員長

特に民生委員さんの役割について、施策を推進する上で重要なキーパーソンの1人だと思いますけれども。

○事務局

民生委員さんに関しましては、民生委員、児童委員ということになっておりますので、子どもの方から高齢者の方まで幅広く地域で支援されていらっしゃいます。

民生委員さんの中には主任児童委員と言いまして、主に子どものことに関する支援を行うという役割の方もいらっしゃいますので、そういった方々に関しましては、地域で見守りをしながら、また相談にはしっかりとっていただく身近

な存在として、相談役や関係機関に、ご相談が必要な場合にはつないでいただくと、協力して見守りをさせていただいている状況でございます。

○委員長

非常に多くの施策を連携して、かつ関係機関・団体とつないできた面にも、誰がコーディネーター、キーパーソンになるのかということが、課題かなと思い、お話を伺っていました。その検討なども、今後ともぜひお願いしたいところです。さて、時間の都合もございますので、二つ目の議題に移って参りたいと思います。

#### 【議題（２）】事務局、部会長より説明の後、質疑応答

○委員長

ありがとうございます。今、部会長からも少しお話がありましたので、児童相談所設置部会に参加された委員の方から補足などがありましたら、ご意見いただけないでしょうか。

○委員

事務局からも、部会長からもすごく丁寧にご説明いただいておりますので、補足することは全くございません。ただ、一つ強調したいことは、児童相談所のある東大阪市の子ども施策が、これから私たちはみんなでもとにこれを実現していくんですよというスタートになったということと、すべての子どもというところで、社会的養護に至る前のところで、子どもたちの権利侵害を防げないか。でもそれは大人が守るのではなくって、子どもがみずから声を上げるシステムづくりをしようという方向性を持てるようになりましたので、ぜひそういう方向性で子ども施策は進んでいくというところで、それぞれの部門で考えてくださっている委員の先生方とも、協働していけたらいいなと思っております。ここがすごく強調したかったところです。以上です。

○委員長

先ほど第1の議題でご説明いただきました、子ども未来応援プラン実施に関しても、中心的な役割を果たしていただける、中核組織だなという印象を持ちます。その他ご質問ご意見等はございませんでしょうか。

○委員

はい。ありがとうございます。大変よい取り組みで大賛成なんですけども、いじめの問題もそうですが、被害者を守るという視点も大変重要なんですけど、逆に加害者側、例えば親が非常に問題を抱えていたり、いじめであればいじめの方の問題が大きいと思います。子どもさんのケアはもちろん必要なんですけど、その加害者側に対してどうアプローチしていくか、その辺の視点を考えないとこの問題は解決しないので、犯罪まで至れば、もちろん警察が介入することになるんですけど、その時もこういうことに対して非常に理解がある警察官が入ってこない、非常にトラブルの原因になり得ますので、東大阪市でこういうこ

とを始めるとすれば、地元の警察署とコミュニケーションを取っておいてこのような場合こうするという、警察との連携、加害者側である親の状況など、そこまでウイングを広げて、やっていかなきゃいけないんじゃないかと思いますが、その辺はいかがお考えでしょうか。

#### ○事務局

今、ご意見いただきましたように、虐待がなぜ起こるのかということに対する、的確なサポートができなければ虐待はなくなるという、また、繰り返し起こってしまうということを防ぐこともできないということは、その通りですし、そのために、先ほど本市の虐待相談状況の一定の集計分析をしたと申し上げたんですけれども、やっぱりその家族がそもそも何らかの困難を抱えておられることからくるネグレクトであったり、心理的虐待であったりという虐待という要素が非常に大きいです。

それで、この基本方針の中では、52ページのあたりになるんですけれども、重点課題と取り組みの方向性のところで、⑧としまして、家族の持つ課題や困難についての的確な理解に基づく支援と、関係機関との確かな連携という項目を1個設けて、内容は簡単にしか書いてないんですけれども、家族の持っている、例えば疾患や障害そのものに対するサポートというのを考えていかなければ、前に進まない、支援ができないということであったり、或いは、パブリックコメント時に、親支援、ペアレントトレーニングについてのご意見についても頂戴しました。

それから、集計にも出てくるんですけれども、虐待をした親自身に虐待を受けた経験がある方が、非常に多いということも数値としてわかりましたので、虐待を受けて育った親が、これからどういう生き方を描いていくのかということに対するサポートも、何らかのプログラムであったり個別のサポートだったりで取り組んでいく必要があるなということ、改めて確認したところです。一つ一つそれを実施していくのは非常に課題が大きく、そんなにすぐにも何もかもができないかもしれませんが、問題の認識としてはそれが必要だということは、今回の議論の中でも改めて痛感しましたので、取り組みについては工夫して進めていきたいと考えています。以上です。

#### ○委員

そういう意味では、今52ページのお話でよくわかりましたけど、概要とか今後パンフレットにつける中にやはり、支援機関の連携という言葉というのは、この中にはないのでぜひ入れたいですよ。

それから、もう一つ気がついた入れたい言葉なのですが、この施設本当にすばらしいコンセプトで、市と委員会の皆さんの情熱には、さっきから本当に頭の下がる思いですけれども。

これがずっと継続して改善できるようなPDCAの仕組み。当たり前といえば当たり前ですが、あるといいなと。ほっておいてもこの審議会があるから大丈夫だという言い方ではちょっと余りにも内容がたくさんありますので、途中経過をいれながら、この仕組みについてお考えいただければ。以上です。

#### ○委員長

はい。ご意見ということで。これからの課題についての対応というかご意見を

ちょうだいしたということで。よろしいでしょうか。

○委員

意見というようなことではないんですが、今資料を拝見して、事務局のご説明をお伺いして、非常に作用があって、素晴らしい資料づくりでもありますし、このやり方も含めて素晴らしいことだと思うんです。

私趣味で本をよく読むんですが、イザベラバードという旅行・紀行文を書く有名なイギリスの出身の、もう亡くなっておりますけど、この方が日本奥地紀行というのを書いて或いは朝鮮紀行、時代背景にしましたら明治のごく始めの、日本を活写している文書なんですけど、この中で印象深いのが、日本人は、裕福な人も貧乏な人も、子供を非常に大事にする世界でもまれな民族であるというような書き方しております。

そんな日本が明治の初めという時代背景ですけども、非常に子どもを大事にしてきた。日本人がなぜ今こんな問題を真剣に論じなければならないのかなというのが非常に悲しく思います。

昭和20年というのは、日本の近現代史で非常に活気であるということは了解いただけだと思うんですけど、明治元年から昭和20年までが75年。昭和20年から本年までが75年。この75年というのを分水嶺として、価値観がものすごく変わってきたというのがこの子供の問題あるいは、ひとり親家庭での問題いろんなことに関わってくるかと思うんですけど、そういうことを考えておりますと、本当にこういう審議会が、こういう施策を含め、真剣に論じなければならないことがものすごく悲しく思います。

ですけど、これは、やっていかなければならない将来の日本のために、ただ単に少子化対策というようなことではなくて、やはり子供を大事にして、次世代を託すということが大事になっていくと思います。

私たち老人クラブは、年寄りはまだ過去の存在であるというふうに思われると非常に苦しい。若い人たちに、年寄りの経験を伝えていこうじゃないかというような活動で、童謡交流、幼稚園、小学校等との交流を通じて、地域のおじいちゃん、おばあちゃん、子供たちと交わって遊び、勉強もちょっとやり、というような活動をしております。みんなで子どもを大事にしていこうじゃないかというのが私たちの活動の根底にあるんです。

法律で縛るとかそんなことじゃなくてね、やはり人としての生き方というのを大事にしていこうという活動をしております。これも意見にもなりませんけども、発言させていただきました。失礼しました。

○委員長

はい。ありがとうございます。それでは、時間もありますので、本件、二つの議題を終了したいと思います。議事を事務局にお返しいたします。

(閉会挨拶・閉会)